

教育民生常任委員長報告

平成27年9月29日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第60号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」は、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第58号「三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」外議案4件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第85号「動産の買入れ契約について」は、市内小学校のパソコン教室クライアント機器等の取得、議案第86号「動産の買入れ契約について」も、市内中学校のパソコン教室クライアント機器等を取得するため承認を求めるものである。

今回の取得による機器更新で、児童生徒の情報端末機器を利用した学習環境は大きく向上すると思われるが、国の示す「第2期教育振興基本計画」等に掲げられた整備目標に達してはいない。

財政的な側面も考慮する必要があるが、可能な限り、教員の指導力向上も含め、ICT環境整備を計画的に進めていく必要がある。

児童生徒自らが今日の情報化やグローバル化の進展に対応できる力を育める教育環境整備に今後一層努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。